



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1340	公文書開示の実施状況の公表	(総務課).....	1
1341	個人情報保護条例の運用状況の公表	( " ).....	2
1342	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
1343	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1344	保安林の指定の解除	( " ).....	3
1345	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	3
1346	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	4
1347	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

46	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	4
47	政治団体の解散の届出	.....	5
48	政治団体の設立の届出	.....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第1340号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、令和元年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
6,729	2,987	3,557	8	61	4	112

#### 2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示請求の件数	処 理 状 況					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
42	20	19	0	3	0	0

#### 3 不服申立て(審査請求)の件数及びその処理状況

不服申立て(審査請求)の件数	処 理 状 況					審査中
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	

2 (13)	0	0 (4)	0 (9)	0	0	2
--------	---	-------	-------	---	---	---

( ) の数字は、平成26、27及び29年度の不服申立て（審査請求）であって、令和元年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1341号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、令和元年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報取扱事務の件数

257件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決定件数等					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
282	86	183	7	4	2	0

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決定件数			利用停止請求の件数	決定件数		
	訂 正		非訂正		利 用 停 止		非利用停止
	全部	部分			全部	部分	
0	0	0	0	0	0	0	

3 簡易開示の件数

3,395件

4 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
2	0	0	0	0	0	2

5 実施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間（令和元年7月1日～同月31日）

提案の件数	処 理 状 況				
	適 合			不 適 合	取下げ
	提供済	手続中	契約申込なし		
0	0	0	0	0	0

和歌山県告示第1342号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
4022			令和2.9.1	有田郡広川町南金屋319	岡谷造園 岡谷善博	木材	有田郡広川町南金屋319
6032			令和2.9.16	田辺市鮎川1583	鉄沢林業 鉄沢孝幸	木材	田辺市鮎川1583

### 和歌山県告示第1343号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷788の2、789の2、864の3・864の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、864の7、864の8、864の9・865の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1344号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309の1（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1345号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1346号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1347号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3553	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝874番の一部	愛知県名古屋市緑区桶狭間上の山2017番地 坂口和也	令和 2.10.13	4.50	20.61

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
片桐章浩後援会	保江和啓	会計責任者	出羽泰久	津守勤	令和 2.9.18
私鉄龍神自動車交通政策研究会	阿部崇	代表者	阿部崇	柳本悟視	令和 2.9.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党和歌山県第1区総支部	岸本周平	令和 2.9.11

## 和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党和歌山県第2区総支部	藤井幹雄	藤井静雄	伊都郡かつらぎ町笠田東395	衆議院議員	○	令和 2.9.28
国民民主党和歌山県第1区総支部	岸本周平	湯峯泰男	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	衆議院議員	○	令和 2.10.2

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党和歌山県総支部連合会	谷口和樹	山本忠相	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	○	令和 2.9.28
国民民主党和歌山県総支部連合会	岸本周平	上田清之	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	○	令和 2.10.1